

兵庫労働局発表
令和5年8月7日（月）

[照 会 先]
労働基準部賃金室
室 長 田中 肇
賃金指導官 飯田 馨
TEL 078-367-9154

兵庫県最低賃金時間額の41円引上げを答申 —時間額1,001円に—

令和5年8月7日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 ^{うめの なおとし}梅野 巨利。以下「審議会」という。）は、「兵庫県最低賃金の改正決定」について、慎重に調査審議を重ねた結果、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引き上げる旨、兵庫労働局長（^{かねざし よしゆき}金刺 義行）に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金（現行）	時間額960円
兵庫県最低賃金（改正後）	時間額1,001円
引 上 げ 額	41円
効 力 発 生 の 日	発効予定日 令和5年10月1日

1 審議会の答申

審議会は、令和5年7月3日に、兵庫労働局長から令和5年度兵庫県最低賃金の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、8月7日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額1,001円（引上げ額41円）に改正することを答申した。

審議会においては、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」（令和5年7月28日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

2 兵庫県最低賃金の決定までの今後の予定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を令和5年8月22日まで受け付ける。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、令和5年10月1日から発効する予定である。



令和5年8月7日

兵庫労働局長
金 刺 義 行 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅 野 巨 利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け兵労発基 0703 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 特に中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を迅速かつ強力に行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事業者が、労働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,001 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり